

正

健康保険

被保険者報酬月額変更届

Table with 5 columns: 常務理事, 事務長, 事務次長, 課長, 担当者

健康保険被保険者証の記号
厚生年金保険事業所整理記号

Main form with multiple rows (A-E) for reporting monthly wages. Includes fields for name, birth date, sex, and wage details (previous, average, revised).

社会保険労務士記載欄

年 月 日 提出

受付日付印

事業所所在地, 名称, 事業主氏名, 電話 ()局 番

◎※印欄は、記入しないでください。
◎記入方法は3枚目の裏面に書いてありますので、よく読んでください。

副

健康保険

被保険者標準報酬改定通知書

健康保険被保険者証の記号																																	
厚生年金保険事業所整理記号		※																															
⑦健康保険被保険者証の番号(厚生整理番号)		①被保険者の氏名				②生年月日				③種別		④⑤従前の標準報酬月額				⑥従前の改定月・原因																	
報酬月額												⑦3ヶ月の総計				⑧改定年月				⑨備考													
⑩算定基礎月の報酬支払基礎日数		⑪金銭(通貨)によるものの額				⑫現物によるものの額				⑬合計				⑭平均額				⑮修正平均額				⑯改定後の標準報酬月額											
健保		厚年		氏名				昭5平7		生年月日		男1女2		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		※年月											
支払前3月		日		円				現物によるもの額		円				合計		円		総計		円		改定年月		円		備考							
基礎前2月		日		円				円		円				円		円		平均		円		修正平均		円		・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月							
基礎前1月		日		円				円		円				円		円		計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
日数																																	
健保		厚年		氏名				昭5平7		生年月日		男1女2		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		※年月											
支払前3月		日		円				現物によるもの額		円				合計		円		総計		円		改定年月		円		備考							
基礎前2月		日		円				円		円				円		円		平均		円		修正平均		円		・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月							
基礎前1月		日		円				円		円				円		円		計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
日数																																	
健保		厚年		氏名				昭5平7		生年月日		男1女2		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		※年月											
支払前3月		日		円				現物によるもの額		円				合計		円		総計		円		改定年月		円		備考							
基礎前2月		日		円				円		円				円		円		平均		円		修正平均		円		・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月							
基礎前1月		日		円				円		円				円		円		計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
日数																																	
健保		厚年		氏名				昭5平7		生年月日		男1女2		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		※年月											
支払前3月		日		円				現物によるもの額		円				合計		円		総計		円		改定年月		円		備考							
基礎前2月		日		円				円		円				円		円		平均		円		修正平均		円		・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月							
基礎前1月		日		円				円		円				円		円		計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
日数																																	
健保		厚年		氏名				昭5平7		生年月日		男1女2		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		※年月											
支払前3月		日		円				現物によるもの額		円				合計		円		総計		円		改定年月		円		備考							
基礎前2月		日		円				円		円				円		円		平均		円		修正平均		円		・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月							
基礎前1月		日		円				円		円				円		円		計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
日数																																	
健保		厚年		氏名				昭5平7		生年月日		男1女2		健保の従前		千円		厚年の従前		千円		※年月											
支払前3月		日		円				現物によるもの額		円				合計		円		総計		円		改定年月		円		備考							
基礎前2月		日		円				円		円				円		円		平均		円		修正平均		円		・週及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月							
基礎前1月		日		円				円		円				円		円		計		円		健保の改定		千円		厚年の改定		千円					
日数																																	

上記のとおり標準報酬が改定されたので通知します。

神奈川県機器健康保険組合
理事長

年 月 日

事業所	〒	—
所在地		
名称		
事業主氏名		殿
電話	()局番

この通知書の内容に不明な点は、当健康保険組合までお問い合わせください。

また、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生(支)局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行なうことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、再審査請求の決定を経なくても提起することができます。

正

厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

届書コード 処理区分 届書

所長 次長 課長 係長 係員

事業所整理記号

健康保険被保険者証の番号(厚年整理番号) 被保険者の氏名 生年月日 種別 従前の標準報酬月額 従前の改定月・原因

報酬月額 3ヶ月の総計 改定年月 備考

算定基礎月の報酬支払基礎日数 金銭(通貨)によるものの額 現物によるものの額 合計 平均額 修正平均額 改定後の標準報酬月額

A

健康 厚年 氏名 昭5平7 生年月日 男1女2 健保の従前 千円 厚年の従前 千円 総計 改定年月 平均 修正平均 健保の改定 千円 厚年の改定 千円

B

健康 厚年 氏名 昭5平7 生年月日 男1女2 健保の従前 千円 厚年の従前 千円 総計 改定年月 平均 修正平均 健保の改定 千円 厚年の改定 千円

C

健康 厚年 氏名 昭5平7 生年月日 男1女2 健保の従前 千円 厚年の従前 千円 総計 改定年月 平均 修正平均 健保の改定 千円 厚年の改定 千円

D

健康 厚年 氏名 昭5平7 生年月日 男1女2 健保の従前 千円 厚年の従前 千円 総計 改定年月 平均 修正平均 健保の改定 千円 厚年の改定 千円

E

健康 厚年 氏名 昭5平7 生年月日 男1女2 健保の従前 千円 厚年の従前 千円 総計 改定年月 平均 修正平均 健保の改定 千円 厚年の改定 千円

社会保険労務士記載欄

年 月 日 提出

受付日付印

事業所 所在地 名称 事業主氏名 電話 ()局 番

社保委員等の検印

この届書は、標準報酬月額の変更を行う事由が生じた日から10日以内に提出してください。

(届書の説明)

この届書は、次の1および2のいずれにも該当したときに提出するものです。

1. 昇給または降給により固定的賃金（基本給、家族手当、役付手当、勤務地手当、通勤手当など月単位に支給されるもののほか、日給や時間給などの単位をいいます。）に変動があったとき、または賃金体系に変更があったとき。
2. 昇（降）給した月または賃金体系に変更があった月から引き続き3ヵ月間の各月の支払基礎日数が17日以上あり、3ヵ月間に受けた平均報酬月額から得られた標準報酬月額の等級と従前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じたとき。

(元号・被保険者種別の説明)

元号 5：昭和 7：平成

被保険者種別 1：男子 2：女子

(記入の方法)

1. 改定年月前に被保険者の資格を喪失している方については記入しないでください。
2. ㊸㊹欄の「健保の従前」と「厚年の従前」欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。
3. ㊺欄には、昇（降）給のあった月（前3月目）から引き続き3ヵ月と各月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
(注) 月給者の場合は、その月の日数（給与計算締切日までの日数）、日給者の場合は、稼働日数
4. ㊻欄には、報酬のうち、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われるもの（賞与等）以外のもので、金銭（通貨）で支払われた賃金、給与、俸給手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入します。
5. ㊼欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など金銭（通貨）以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣又は健康保険組合が定めた価格によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入します。
なお、該当しないときは、0を記入します。
6. ㊽欄には、㊺欄の額を3で除して得た額を記入します。
7. ㊾欄の「遡及支払額」には、3ヵ月の間に受けた報酬月額の中に、さかのぼって昇給したことにより数ヵ月分以上の昇給差額や、3ヵ月より前の月の分の遅払分が含まれている場合に、その額を記入します。
8. ㊿欄の「昇（降）給差の月額」には、3ヵ月の間に2回以上の昇給が行われたような特殊な場合に、2回目以降の月の報酬月額うちの固定的賃金の差額を記入します。
9. ㊻欄の「昇（降）給月」には、昇（降）給が行われた年月を記入します。
10. ㊼欄には、次の計算式によって計算した額を記入します。
ただし、㊾欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。
(1) 遡及分や遅払分の支払が行われたとき。
$$(\text{㊺欄の金額} - \text{㊾欄の「遡及支払額」}) \div 3 = \text{㊼欄の金額}$$

(2) 3ヵ月の間に2回以上の昇給があり、かつ遡及分の支払が行われたとき。
$$\{(\text{㊺欄の金額} - \text{㊾欄の「遡及支払額」}) + \text{㊿欄の「昇（降）給差の月額」またはその2倍}\} \div 3 = \text{㊼欄の金額}$$
11. ㊸㊹欄の「健保の改定」と「厚年の改定」欄には、㊽欄の金額（㊼欄に記載されている金額があるときは、㊼欄の金額）を「標準報酬区分表」（健康保険法第40条及び厚生年金保険法第20条）にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。
12. ㊼欄の備考欄には、次の事項を記入します。
(1) ㊼欄に記入したときには、その現物の名称。
(2) ㊽欄の金額のなかに年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヵ月当たりの平均支給額。